

地方独立行政法人法の一部改正等について

健康福祉政策課

1 改正概要

- (1) 国の独立行政法人制度改革（H26）を踏まえた改正である。
- (2) 「評価委員会の役割の見直し」、「中期目標期間のみなし評価の新設」、「理事長、監事の任期変更」等が行われた。
- (3) 施行日は平成30年4月1日

2 主な改正内容

(1) P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ① 評価者を評価委員会から設立団体の長（知事）に変更、必要な場合は業績運営の改善命令
- ② 中期目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直し
 - ・中期目標の内容を具体的に定めることを明示
 - ・中期目標期間の最終年度に中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業績評価を実施
- ③ 法人は業績評価結果を業務運営に反映等することの義務付け

(2) 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入

- ① 内部統制体制の整備
業務方法書において内部統制体制の整備に関する事項を記載
- ② 監事・会計監査人の機能強化
監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務の明確化
- ③ 役員任期の見直し
理事長の任期を「中期目標期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間」とし、監事の任期は理事長の任期に対応して定めると規定
- ④ 知事からのガバナンス強化
著しく不適正な業務運営等に対する是正・改善命令

(3) 評価委員会の所掌事務の縮小

評価者が知事となったことから、評価委員会の所掌事務が縮小された。（次表参照）
ただし、条例で定めることにより、評価等の過程で評価委員会を関与させることは可能である。

【参考】法に規定する評価委員会の所掌事務の状況

条項	現 行 法	改 正 内 容
第8条	・設立団体の長が法人の種別に関する定款変更を行うとする際の意見	・内容変更なし
第22条	・設立団体の長が業務方法書を認可しようとする際の意見	・項目削除
第25条	・設立団体の長が中期目標を定めまたは変更しようとする際の意見	・内容変更なし
第26条	・設立団体の長が中期計画を認可しようとする際の意見	・項目削除
第28条	・各事業年度における業務の実績についての評価 ・評価結果の法人、設立団体の長への通知、業務改善勧告	・評価主体を設立団体の長に変更 ・(新)中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価に対する意見
第30条	・中期目標の期間における業務の実績についての評価 ・評価結果の法人、設立団体の長への通知、業務改善勧告	【第28条へ取り込み】
第31条	・設立団体の長が中期目標期間終了時に所要の措置を講ずる際の意見	【第30条に変更】 ・内容変更なし
第34条	・設立団体の長が財務諸表を承認しようとする際の意見	・項目削除
第40条	・事業年度もしくは中期目標期間終了時に余剰金がある場合、設立団体の長がその活用方法について承認しようとする際の意見	・項目削除
第41条	・法人が限度額を超えて短期借入をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見 ・法人が短期借入の借換をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見	・項目削除
第42条の2	・出資等にかかる不要財産の納付等について、設立団体の長が認可しようとする際の意見	・内容変更なし
第44条	・設立団体の長が重要な財産処分の認可をしようとする際の意見	・内容変更なし
第49条	・特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見	・内容変更なし
第56条	・一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見	・内容変更なし

追加資料

3 法改正に伴う評価委員会条例の一部改正について

知事が評価等を実施するにあたって、法改正後においても評価委員会の意見を聴取できるよう、評価委員会条例について所要の改正を行う予定である。

【法改正による中期目標・中期計画・業績評価の仕組みの比較】

項目		現 行	法 改 正 後	条例改正案
中期目標	策定・変更 (法第25条)	評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が策定・変更	(変更なし)	—
	中期目標期間終了時の措置 (法第31条→第30条)	評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が決定	(変更なし)	—
中期計画	認可・変更認可 (法第26条)	評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が認可	知事が認可 (評価委員会の関与なし)	評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が認可
業績評価	各事業年度 (法第28条)	評価委員会が評価	知事が評価 (評価委員会の関与なし)	評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が評価
	中期目標期間終了時の見込み (法第28条)	—	評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が評価	—
	中期目標期間終了後 (法第30条→第28条)	評価委員会が評価	知事が評価 (評価委員会の関与なし)	評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が評価

【毎事業年度終了後の業績評価の流れと評価委員会の関わり】

3月	【県】「地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」の改正(自己評価報告書の形式等を規定)
4月～6月	【病院機構】当該事業年度業務実績の自己評価報告書の作成・提出
7月～8月	<p>【知事への説明】自己評価報告書の概要 評価のポイント ⇒ 評価委員会へ伝達</p> <p>《評価委員会の関与》評価案の作成前・後に委員会の意見を聴取</p> <p><u>【評価委員会①】</u> 自己評価報告書に係る病院機構からのヒアリングを踏まえた意見聴取 ⇒ 【県】評価案の作成 ⇒</p> <p><u>【評価委員会②】</u>評価案に対する意見聴取</p>
9月	<p>【知事】評価委員会の意見を踏まえ、業務実績評価を決定</p> <p>【知事】病院機構に対して評価結果通知 (必要な場合)業務運営改善命令 ⇒ 【病院機構】</p> <p>評価結果等を踏まえ、業務運営の改善に反映し、その反映状況を公表</p>